

令和6年7月30日  
産業技術センター  
担当 中島、日高 0852-60-5140

## 浜田技術センター敷地における土壤調査結果について

### 1. 調査概要

島根県産業技術センター浜田技術センター（浜田市下府町）耐震改修に伴い第3棟の解体撤去が必要となり、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染調査を実施

#### 【調査概要】

対象物質：第一種特定有害物質（揮発性有機化合物（ジクロロメタン等））、

第二種特定有害物質（重金属類（鉛、フッ素、水銀及びその化合物等））

調査内容：土壤汚染が存在するおそれのある箇所を中心とした、表層部の調査（土壤ガス調査、土壤溶出量調査及び土壤含有量調査）

調査区域：別図第3棟周辺

調査期間：令和6年4月12日～令和6年7月31日

### 2. 調査結果

表層土調査の結果、溶出試験において採取した13地点のうち2地点から基準値以上の鉛が測定された。

地点A	地点B	基準値
0.011mg/L	0.018mg/L	0.01mg/L 以下

### 3. 想定される汚染原因

- 平成20年度以前は、浜田技術センターでは試験研究の目的で鉛を含む釉薬を取り扱っていた。
- 排水とともに排出された鉛が、溜枡（※）の土砂堆積物の中に残存し、それを処理する際に土壤を汚染したものと推察される。

※溜枡とは、屋外にある排水管が合流したり屈曲する場所などに、適当な間隔ごとに設けた枡のこと。水に混入した土砂や固形物を溜め、後で回収処分をしやすくするもの。

#### 4. これまでの対応

R6. 6. 25 委託業者から基準値を超過する鉛が検出され、汚染区域を特定するための追加調査の必要性について報告を受けた

6. 26 追加調査の委託契約を締結

6. 28 浜田保健所に状況を報告

7. 16 委託業者から追加調査結果の速報を受けた

7. 22 浜田市に状況を報告

7. 24 委託業者から調査報告書を受理

〃 土壌汚染対策法を所管する浜田保健所に調査報告書を提出

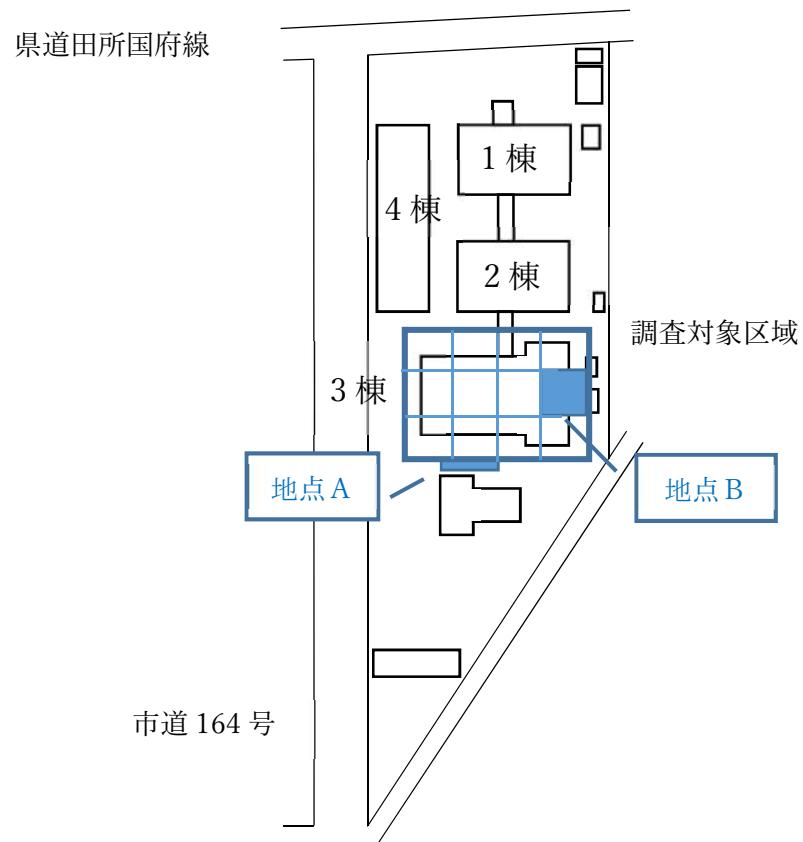
7. 25 周辺住民に訪問又は文書により状況について告知し、飲用井戸の有無を調査

～26 (飲用井戸がないことを確認)

#### 5. 今後の対応

- (1) 住民説明会を開催し、状況を説明（8月3日）
- (2) 敷地内で必要な追加調査を実施し、保健所の指導の下、土壌汚染対策を検討・実施

土壤汚染調査区域と基準超過箇所



浜田技術センター近隣図

